

共済貸付利率のご案内 (令和元年12月・令和2年1月貸付分適用)

お問い合わせ ☎
経理・貸付班 043-223-4122

種 別	年利 (A)	保険料充当金率 (B)	実質利率 (A) + (B)
一般、住宅、教育、医療、結婚、葬祭	1.26%	0.06%	1.32%
住宅災害、災害	0.93%		0.99%
介護構造部分に係る住宅・住宅災害	1.00%		1.06%

※貸付けの金利は、変動金利です。

※平成19年3月までに貸付けを受けた方については、(A)の利率のみが適用されます。

一部繰上償還を実施します

実施は1月と7月のみ
年に2回のチャンスです!

お問い合わせ ☎
経理・貸付班 043-223-4122

一部繰上償還は、借受人の希望により、貸付金の一部を繰り上げて返済することができる制度です。**元金が減ると、利息の負担も少なくなります。**自己資金を把握して計画的に申込みましょう。

申出締切日 **令和元年12月10日(火)必着** (期限にかかわらず、早目の提出をお願いします。)

申出方法 「一部繰上償還申出書(様式第11号)」を作成し、**84円切手2枚を添付**の上、郵送又は持参してください。(提出の際には必ず控えをとり、所属で保管をしてください。)

手続きの流れ(1月一部繰上償還)

支部へ申出書を提出
(12月10日支部必着)

支部から所属へ
振込用紙を送付
(12月下旬)

各自、金融機関にて振込み
(1月1日～1月15日まで)

償還可能金額

償還方法	一部繰上償還可能金額
毎月償還のみの方	10万円以上
ボーナス併用償還の方	20万円以上

※左記金額の1円単位でお申しいただけます。

※ボーナス併用償還の方は、一部繰上償還される金額の半分以上を、ボーナス償還金として償還してください。

全額繰上償還について

貸付金の全額を繰り上げて返済することのできる全額繰上償還は、**6・8・9・10・12・2・3月に実施**します。全額繰上償還を希望する月の前月10日までに、「全額繰上償還申出書」と84円切手1枚を提出してください。

償還表について

現在借受中の貸付金残高について、**個人情報保護のため、電話での照会はありません。**貸付時、もしくは利率改定時に配布した「**償還表**」でご確認ください。「償還表」を紛失した場合は、再発行いたしますので、当支部までご連絡ください。